

# 第7期 第3回川口市自治基本条例運用推進委員会

## 次 第

日 時 : 平成28年7月29日(金)午後6時30分から

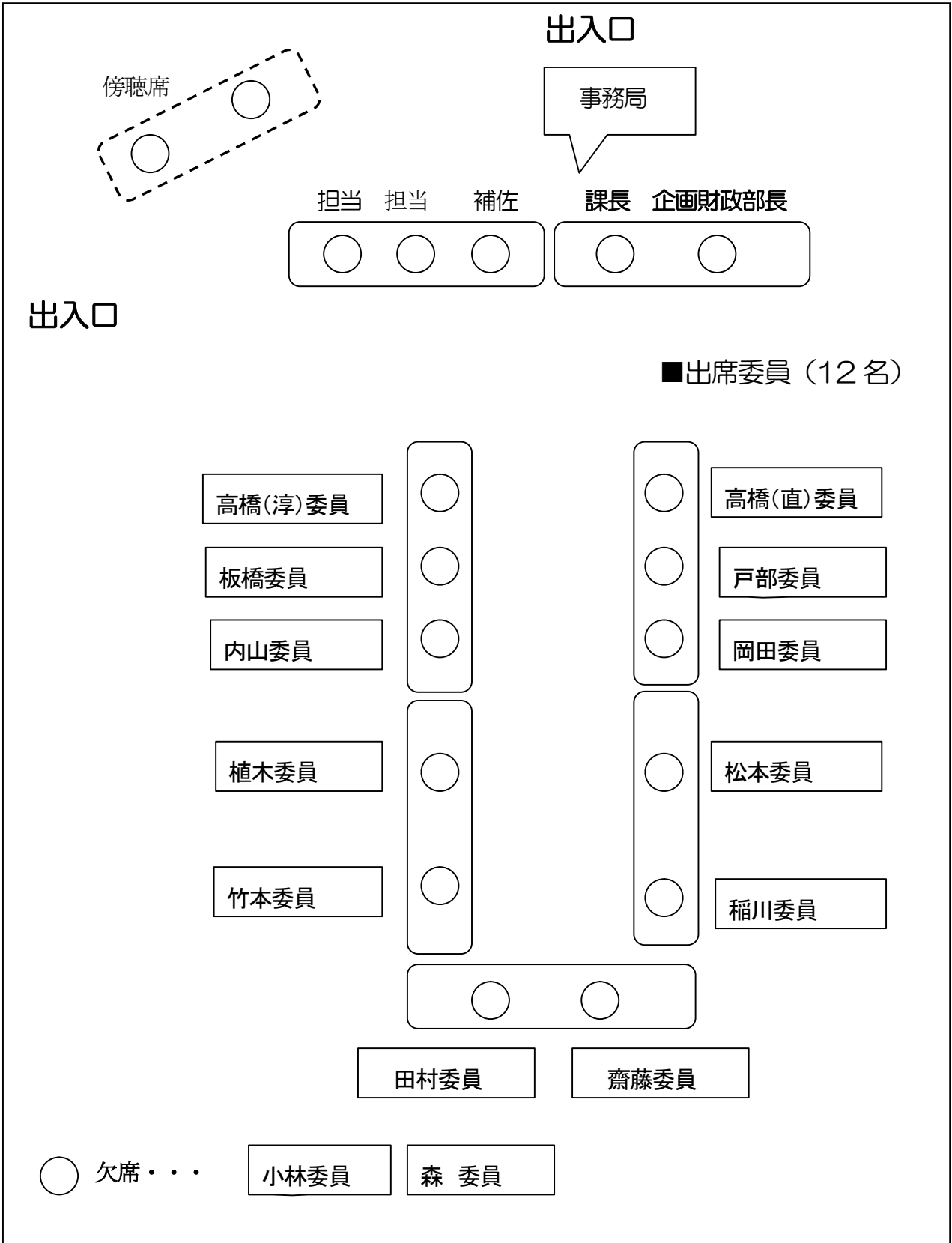
場 所 : キュポ・ラム4 会議室2・3号

- 1 開 会
- 2 議 事
  - ・自治基本条例改正の要否について
  - ・意見交換
- 3 その他
- 4 閉 会

第7期第3回 川口市自治基本条例運用推進委員会

キュポ・ラ M4 会議室2・3号

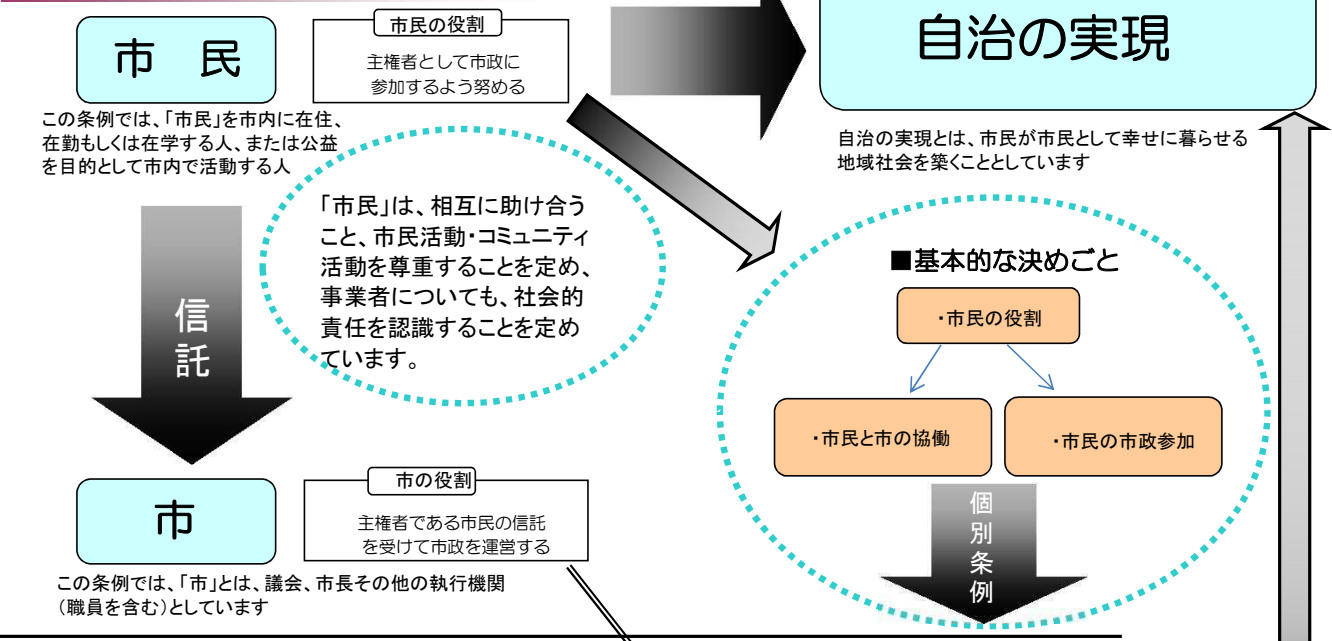
H28・7・29 (金)



# 川口市自治基本条例の構成と総合計画の対比（イメージ）

本条例は、「自治体の憲法」ともいわれ、川口市の最高規範として位置付けられている。  
大分類すると以下のとおり

## 条例の全体像



## 「市民」と「市政運営」の主な役割

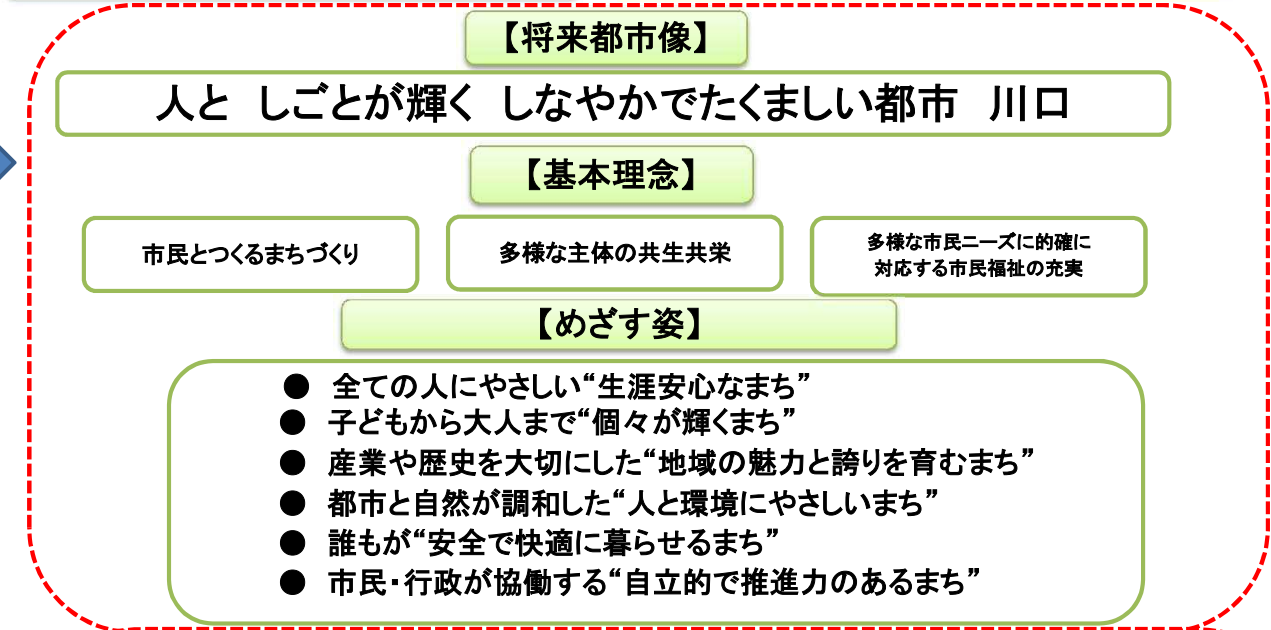
- 「市民」の市政参加に関する権利
  - ①意見を表明し、市政に参加する権利
  - ②情報を知る権利
  - ③公平・誠実に扱われる権利を条例の中で定めた。ただし、これらの権利は濫用してはならず、常に自治の実現のために行使することを認識することとしている。
- 市政運営の原則
  - ①市民の意思の反映
  - ②情報の公開・提供
  - ③公平・誠実な市政の運営の役割を定めた。
 加えて、市では市政運営の原則に基づき、議会や行政運営の細かな

## 川口市自治基本条例の構成

- この条例は、前文と33条の条文で構成されている
- ・第1章「総則」（第1条～第6条）  
目的や市民と市の役割などが規定されている  
第5条第3項による「川口市協働推進条例」は平成24年4月1日から施行
  - ・第2章「市民等」（第7条～第10条）  
市民の権利などが示されている  
第7条第5項による「川口市市民参加条例」は平成24年4月1日から施行
  - ・第3章「市政運営」  
市政運営の原則、議会・行政の役割などが規定されている
    - ・第1節「市政運営の原則」（第11条～第14条）・・・市政運営で念頭に置くこと
    - ・第2節「議会」（第15条～第16条）
    - ・第3節「行政運営」（第17条～第29条）・・・市政運営の具体的な進め方
    - ・第4節「市民投票」（第30条）
  - ・第30条による「川口市市民投票条例」は平成25年4月1日から施行
  - ・第5節「国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流」（第31条）  
市政運営の原則、議会・行政の役割などが規定されている
  - ・第4章「最高規範」（第32条～第33条）  
本市の最高規範となる条例であることを述べている  
第33条第3項による「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」は平成21年10月1日から施行

# 第5次川口市総合計画

基本構想(平成28年度から平成37年度までの10年)



**【基本計画各論】**

<p><b>I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康を育むまちづくり</li> <li>2 健やかな子育て・子育て環境づくり</li> <li>3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり</li> <li>4 誰もが安心して生活できる環境づくり</li> </ol>	<p><b>IV 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出</li> <li>2 環境の保全と創造</li> <li>3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進</li> </ol>
<p><b>II 子どもから大人まで“個々が輝くまち”</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもがのびのび学べる環境づくり</li> <li>2 子どもの成長をサポートする基盤づくり</li> <li>3 市民が自己実現をめざせる環境づくり</li> <li>4 互いに尊重・理解し合う環境づくり</li> </ol>	<p><b>V 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進</li> <li>2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備</li> <li>3 安全・安心な上下水道サービスの提供</li> <li>4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり</li> </ol>
<p><b>III 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域経済基盤づくり</li> <li>2 活力ある工業等の振興</li> <li>3 活気ある商業の振興</li> <li>4 魅力ある農業の振興</li> <li>5 地域資源の活用</li> </ol>	<p><b>VI 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民が元気に活動するための環境づくり</li> <li>2 市民と行政の相互協力</li> <li>3 行政経営の基盤強化</li> </ol>

**【個別計画】**  
個別計画は、各分野の具体的な取り組み内容を定めるもので、基本計画の各施策などとも密接に関係している

**【地域別計画】**  
地域別計画は、本市の10の地域(中央、横曽根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷)ごとに特徴や課題をとらえ、地域の実情に即した取り組みやまちづくりの方向性を定めるもの